



ミヤマキケマン

写真・資料提供 菱山忠三郎氏

この仲間で、多摩地方の人里にもっとも多く見られるのは黄色の花でなく、紅紫色の花をつけるムラサキケマンである。ケシ科のこのミヤマキケマンは山地の木の下などにときどき見られる。近畿地方から東の地域に見られ、ミヤマの名を冠するが、あまり深山でなく、里山のようなところのやや湿り気が多いところに生えていることが多い。ケマンとは中国から渡来して鑑賞用に庭園に栽培されているケマンソウのことである。

ケマンソウは高山植物の女王といわれるコマクサの仲間で、一個の花そのものはこのミヤマキケマンにその形は似ているが、はるかに見事な花をつける。インドなどでは、男女が花を結んで首や身を飾るのが華髪(けまん)で、もともとは首にかけるしよのように身を飾る装飾品のことだったようだ。早春に広げ始める細かく切れ込む葉はやや茶色をおびているのが普通である。茎を折ると汁が出る。汁はアルカロイドを含み、有毒である。



身近な自然環境を大切に

法人会



《今月の笑顔》 医療法人財団 中山会 八王子消化器病院 わたなべ えみ 渡邊 咲さん

- 2019年度 税制改正大綱
「中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長！」
- 「新春・会員の集い2019」を開催
- タックスコーナー「平成31年(2019年)10月1日以降適用する消費税等に関する経過処置」
- 一日税務署長「税の絵はがき：最優秀賞&八王子税務署長賞受賞者」
- 八王子市の人材確保支援制度「人材確保にお悩みの中小企業の方へ」



公益社団法人 八王子法人会

新春・会員の集い2019

新春講演会&賀詞交歓会に181名
2019.1.8 (火) 八王子エルシィ

ご来賓代表の皆様



八王子税務署
若林署長



東京都八王子都税事務所
佐伯所長



八王子市
石森市長



八王子商工会議所
田辺会長



東京税理士会八王子支部
伊藤支部長



八王子納税貯蓄組合連合会
山田会長

年頭挨拶
多田会長



■地震や豪雨、台風と自然災害が多かった2018年、いざなぎ景気越えの好景気と言われながらも、中小企業にはなかなか実感の伴わない経済情勢。十二支最後の猪年、平成最後の年の幕開けです。

■新たな元号に代わる時代の変化を感じる年明けに、恒例の「新春・会員の集い」が開催されました。

■当日は今年度の新入会員やご来賓の方々をお招きし、一般会員とあわせて181名が参加。景気回復をなかなか実感することのない厳しい現況の中を一年乗り越え、一同で新春を祝いました。



▲山口組織委員長より2018年度新入会員の皆様のご紹介（一部）



第1部・新春講演会
開会挨拶
小林副会長
(税制委員長)



第2部・新年賀詞交歓会
開会挨拶
内田厚生委員長代行

第1部・新春講演会

どうなる、日本！ 今後の政治、経済動向

政治ジャーナリスト 田崎史郎氏

■新年賀詞交歓会に先立ち、毎回開催している新春講演会。政治・経済そして税制など、社会を大きく左右する要素について、これまでの検証と今後の展望を大いに語ってもらう年の初めにふさわしい企画と評判です。

■今回は政治ジャーナリストの田崎史郎氏をお招きし「どうなる、日本！今後の政治、経済動向」というテーマで、これまでの日本の政治経済のあゆみと昨年の動き、さらには今後の見通しと課題など、長年の豊富な経験と政治の現場で得た貴重な情報をもとに、鋭い切り口で語っていただきました。

会員増強月間2018 功労支部および部会の表彰を実施



■10～11月の2ヶ月に亘り取り組んだ会員増強月間。地区支部そして部会が一丸となり、法人会への加入推進活動を実施しました。

■それぞれの役員皆様の積極的な勧奨活動、さらには会員の皆様からの有難いお口添えもあり、2ヶ月の増強月間中で49社、年度当初からの新規入会を加えると71社の新しい仲間を当会へお迎えすることができました。



■当日は賀詞交歓会の席上でみごと目標を達成した10の支部と2つの部会の表彰を実施。多田会長より感謝の言葉に添え、記念品の贈呈が行われました。

新規加入目標達成支部・部会(敬称略)

- 元八地区第1支部 (支部長 石井 省治)
- 元八地区第2支部 (支部長 森屋 義政)
- 本部地区第2支部 (支部長 八木隆一郎)
- 中央地区第2支部 (支部長 小俣 能範)
- 西八地区第3支部 (支部長 伊藤 裕司)
- 南地区第1支部 (支部長 松本 隆司)
- 南地区第2支部 (支部長 林 和男)
- 北八王子地区第1支部 (支部長 芦田 春子)
- 由井地区第2支部 (支部長 金田 壽男)
- 由木地区第2支部 (支部長 野口 修)
- 青年部会 (部会長 樫崎 雅彦)
- 女性部会 (部会長 山田美佐子)

平成31年度 税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長!

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。

<増減試験研究費割合8%超>
 $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$

<増減試験研究費割合8%以下>
 $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

■中堅・中小企業向け特例

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。
- 中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。
- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。
- 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。
- 地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。
- 青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特別償却が認められます。
- 法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金

1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59% (改正前は事業税9%)に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月～平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除を受けられる仕組みとなっています。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計

所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

相続税・贈与税関係

■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以降の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■教育資金贈与に関する改正

- 教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。
- 平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
 - 受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
 - 贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。

本制度は2年間延長されることになりました。

■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■輸出品物販売場についての見直し

輸出品物販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出品物販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出品物販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入れ税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

その他

■消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

- 平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。
- 自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

平成31年(2019年)10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国 税 庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年(2019年)10月1日(以下「31年施行日」といいます。)から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度*が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

| 区分 | 適用開始日 | 現 行 | 平成31年(2019年)10月1日 | |
|-------------|-------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| | | | 標 準 税 率 | 軽 減 税 率 |
| 消 費 税 率 | | 6.3% | 7.8% | 6.24% |
| 地 方 消 費 税 率 | | 1.7% (消費税額の17/63) | 2.2% (消費税額の22/78) | 1.76% (消費税額の22/78) |
| 合 計 | | 8.0% | 10.0% | 8.0% |

II 平成31年(2019年)10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(以下「課税仕入れ等」といいます。)に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%(軽減対象資産の譲渡等については、8%)の税率(以下「新税率」といいます。)が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日(平成31年(2019年)9月30日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率(8%)が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、裏面をご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率(8%)が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率(10%)により仕入税額控除を行うことはできません。

| 内容 | 適用関係 |
|---|------|
| ① 旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日(平成26年4月1日)から31年施行日の前日までの間に領収しているもの | |
| ② 電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年(2019年)10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの | |
| ③ 請負工事等 26年指定日(平成25年10月1日)から31年指定日(平成31年(2019年)4月1日)の前日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等 | |
| ④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限ります。)における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け | |
| ⑤ 指定役務の提供 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。)に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※ 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。 | |
| ⑥ 予約販売に係る書籍等 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの(軽減対象資産の譲渡等を除きます。) | |
| ⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの(軽減対象資産の譲渡等を除きます。) | |
| ⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売(軽減対象資産の譲渡等を除きます。) | |
| ⑨ 有料老人ホーム 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約(入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。)に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供 | |
| ⑩ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定する再商品化等 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合(同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。)で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの | |

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

過大役員給与の損金不算入とは？

～ 経理課社員リサ と 顧問税理士サキ先生 の税務問答 ～

税理士 互井敏勝

リサ 高額な役員給与が話題となっていますね。法人が役員に対して支給する給与のうち、損金に算入されないものがあると聞きましたがどのようなものですか。

サキ先生 過大役員給与の損金不算入ですね。法人がその役員に対して支給した給与のうち、その役員の職務に対する対価として不相当に高額な部分の金額などについては、損金の額に算入しないこととされています。

リサ 役員給与のうち不相当に高額な部分の金額とは、具体的にはどのようなものですか。

サキ先生 役員給与のうち不相当に高額な部分の金額であるかどうかは、実質基準と形式基準により判定します。

リサ 実質基準と形式基準でどのように判定するのですか。

サキ先生 実質基準は法人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員の職務の対価として相当であると認められる金額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。

また、形式基準は法人がその役員に対して支給した給与の額の合計額が、定款の規定又は株主総会などの決議により定められた役員に対する給与として支給することができる金額の限度額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。ただし、支給限度額が個々の役員ごとに定められている場合には、その役員ごとに判定します。



リサ 実質基準と形式基準のどちらで判定しても不相当に高額な部分の金額がある場合にはどのようになりますか。

サキ先生 実質基準と形式基準のいずれか多い金額が過大役員給与として損金の額に算入されない金額となります。

リサ 実質基準では役員の職務の内容、法人の収益、使用人に対する給与の支給の状況や事業の種類・規模が類似する法人の役員に対する給与の支給の状況に照らして判定することですが具体的にはどうすれば良いのですか。

サキ先生 この実質基準による不相当に高額な部分の金額かどうかの判定は、ケース・バイ・ケースであり実務的には非常に難しい判断になります。このテーマは争いになりやすいので、判例、裁決や国税庁の民間給与実態統計調査などを参考にするといいですね。

■ 互井敏勝 (たがいとしかつ)

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「平成29年版 税制改正経過一覽ハンドブック」、「経営に活かす税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「所得税重要事例集」(共著、税務研究会)など。

税に関する絵はがきコンクール 入選者2名が一日税務署長に就任！

昨年11月に表彰式を開催した、第5回「税に関する絵はがきコンクール」。入選者19名のうち、最優秀賞に入選した平田歩香さん(第三小学校・6年)と、八王子税務署長賞に入選した杉本夢羽さん(東浅川小学校・6年)が、1月24日、八王子税務署で一日署長をつとめました。

八王子市立第三小学校6年

最優秀賞

平田歩香さん



八王子市立東浅川小学校6年

八王子税務署長賞

杉本夢羽さん

学校の授業を終え、午後4時前に八王子税務署に到着した平田さんと杉本さん。署長室へと案内され、若林署長から一日署長の委嘱状と名刺を手渡されると、早速、若林署長をはじめ、署長室の様子を見守っていた税務署や八王子市の幹部、法人会の多田会長、山田女性部会長などと名刺を交換。交代で署長の椅子に着席し、職員から示された書類に目を通して決済の印鑑を押印するなど、署長としての職務をこなしました。

その後、税務署の1階から4階まで全体を視察し、仕事内容などの説明を受けたあとは、大勢の職員が待つ会議室へ移動。

署長訓示として、「税金がどのように使われているのか調べ、そのことを1枚のはがきにまとめるのに苦労しました。」(平田さん)、「絵はがきを見た人が、税を身近に感じてもらえるように、工夫して描きました。」(杉本さん)などと、それぞれの描いた作品に対する思いを堂々とした姿で語りました。

最後は再び、署長室に場所を移し、税務署幹部や法人会役員に対する質問や意見交換の時間がもたれました。当日は保護者や学校関係者も多く参列した他、新聞社などの取材もあり、二人にとって記念に残るひとときとなった様子でした。



▲若林署長より一日署長の委嘱状を交付



▲大勢の職員を前に署長訓示



▲税務署幹部と意見交換

*受賞作品は「きずな2018年12月号」に掲載しています。

*この模様は、1月29日付・読売新聞地域版に掲載されました。

■ 八王子市の人材確保支援制度 ■

人材確保にお悩みの中小企業の方へ

八王子市では、中小企業等の人材確保・定着を目的に、企業の魅力や求人情報を掲載できるwebサイトの運営や奨励金制度を実施しています。

●はちおうじ就職ナビ

主に若者を対象に、八王子市にある企業の魅力や求人情報を掲載するwebサイトです。サイト掲載費は一切かかりません。八王子市の企業として若者に知ってもらえるチャンスです。

ぜひ採用活動にお役立てください。

【ポイント】

- ①求人情報が掲載できます。
- ②写真や動画で貴社の魅力を発信できます。
- ③掲載すると、新入社員の若者等に奨励金を交付します。
(下記「はちおうじ若者奨励金」)
- ④国・都・市の研修会や支援制度等の情報を随時メールでお知らせします。



●はちおうじ若者奨励金

「はちおうじ就職ナビ」に掲載している中小企業等に正社員として就職した市内在住の若者等（大学等卒業後3年以内）に対して奨励金（最大10万円）を交付します。

申請期間は、就職した日から1年以内となっています。該当の新入社員の方がいましたら、ぜひお声かけください（期限を過ぎた場合は申請できません）。

【お問い合わせ先】八王子市産業振興部産業政策課（八王子市役所6階）

TEL：042-620-7252 e-mail：b091100@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ：http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/002/006/002/p006513.html

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益財団法人 **東法連特定退職金共済会**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1ヵ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると → 添付書類の提出省略 還付がスピーディー

法人会 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

今月の笑顔



医療法人財団 中山会 八王子消化器病院

(万町・南地区)

▼今月の笑顔は創立して36年、17年前に現在の16号線添い万町に移転し、消化器疾患の専門病院として地域医療に貢献を続けてきた、医療法人財団中山会 八王子消化器病院にお伺いしました。

笑顔で迎えてくれたのは、同院の栄養科に勤務する管理栄養士の渡邊さん。お忙しい中お時間を作って、インタビューに応じてくれました。

▼「消化器疾患専門の病院ですので、食に関しては治療・予防の面からも特に重要な要素として力を入れています」と渡邊さん。医療機関では、給食業務は外部委託という例が多い中、栄養科内で全て行なっているという同院。

「入院患者様の日々の食事管理はもちろん、臨床栄養管理を中心に相談や指導にあたっています。そのため病棟にも厨房にも入ります。発注から食材の管理、仕込み、盛付、配膳前のチェック、洗い、ゴミ捨てまで、目の届くもの全てが担当です。入院患者様の中には食べたくても食べられない方も多いので、直接手がけることにより、患者様ごとの状況に応じたきめ細かい個別対応が可能になります。患者様に寄り添い、嗜好や生活を詳しく伺い出来るだけ食べやすい食事を提供することを心掛けています」

▼病院での食事は、とかく味付けはこの次というケースが多く、延いては食欲低下など、治療にも大きな影響を及ぼすことも。そのため、同院では「食に対する楽しみ」を患者様に持ち続けてもらうため、数々の制限のある中で可能な限り美味しく食べていただけるよう、味付けをはじめ献立や盛付、温度、食器の選定まで工夫をこらしているとのこと。「おかげさまで、ここの食事は美味しい、と皆さんから好評です。食べることの喜びが治療に対する力の源となってくれば、私達にとってもこんなに嬉しいことはありません」

▼もうひとつ、同院が力を入れているのが入院患者の家族などを始め、皆で楽しめる「行事食」。「これを楽しみにしている方もたいへん多くいらっしゃいます。家族や親しい方と



事務長 おおつ ゆきひろ 大津行博さん 栄養科 わたなべ えみ 渡邊 咲さん

「お祭りや行事が好きなんです」という渡邊さん、「病院職員で結成したジャズバンドでアルトサックスを吹いています」

困る食卓、その再現は単なる食事にとどまらず、患者様方の心まで満たしてくれるような気がします。笑顔で箸を運ぶそんな姿を見るにつけ、食の持つ力はたいへん大きいものだと実感するとともに、責任の重大さを改めて感じています」

▼「以前、ボランティア活動WAVESで、街頭での高齢者の低栄養予防の啓発をしたことがあります。通りがかりの方に「元気に食べていますか?」と声をかけ、簡易診断やアドバイスをし、食生活の改善に役立てていただくという趣旨のものですが、筋肉・筋力の低下や運動不足が多い印象を受けました。そして、元気に長生きするには特に筋肉の貯金が重要であることを学びました。八王子でもこの活動を行いたい!地域の健康を守る医療機関として、治療はもちろんですが、そこに至る前に病気を未然に防ぐ、そんな情報を積極的に発信できないか、と考えています。「元気に食べて幸せに生きる」。そんな人が一人でも増えることを願い、日々の業務に取り組んでいます」

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 多田 充 伸 発行日 平成31年2月5日
編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 清宮 仁 印刷 スズキ美術印刷(株)
発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25 東京都八王子市南町9-8
第43巻 第11号 通巻459号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)